

議案第四十五号

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

港区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十四条の二」を「第十四条」に、「係る保育料」を「係る子育てサポート保育料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料（月額）	子育てサポート保育料		
			年間利用（月額）	一時利用 （日額）	
階層 区分	定 義				
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	2,100 3月分のみ1,660	800
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	3,100 3月分のみ3,050	800
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	6,200 3月分のみ6,100	800
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	7,100 3月分のみ7,300	800
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	8,000 3月分のみ8,500	800

備考

- この表において「年間利用」とは年度を単位とする利用を、「一時利用」とは日を単位とする利用をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、委員会規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 月の途中で入園し、又は利用を開始した幼児の属する世帯の当該月の階層区分については、当該入園し、又は利用を開始した日における在籍幼児の属する世帯の階層区分とする。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和元年十月分以後の保育料及び子育てサポート保育料（改正後の条例第二条第一項に規定する子育てサポート保育料をいう。以下同じ。）から適用し、同年九月分までの保育料及び子育てサポート保育料については、なお従前の例による。

（説 明）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第十七号）の施行による子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部改正に伴い、保育料を無料とするため、本案を提出いたします。